

# 全国災対連ニュース

2016年10月12日

第119号

発行：災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会（略称・全国災対連）

〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 全労連気付 電話 03-5842-5611 FAX03-5842-5620

全国災対連が 10/7 に内閣府、厚労省、復興庁に要請

## 台風 10 号被害も踏まえ、被災者支援の強化を求める

全国災対連は 10 月 7 日、拡大世話人会の前段に各府省に対する要請行動を実施しました。8 月 30 日午後 6 時前に岩手県大船渡市付近に上陸した台風 10 号は、東日本大震災の被災者にも再び甚大な被害を及ぼしていることもふまえて、内閣府と厚労省、復興庁に対して被災者支援の強化を求めました。



### 【内閣府要請】

#### 被災自治体への財政支援と生活再建支援金増額を

内閣府に対しては、笹渡代表世話人が「台風 10 号の被災者救援をはじめとする被災者生活再建支援の強化を求める要請書」（別添）を内閣府防災担当に提出し、「災害列島のもとで被災者は苦しんでいる。今日は被災地から上京しており、声をしっかり聴いてほしい」と述べて要請。内閣府は防災担当の湯澤信行参事官補佐と高相泰忠参事官補佐ほか 1 名が対応しました。

岩手県民会議の金野事務局長は「台風 10 号で大きな被害を受けたが、宮古市と久慈市は東日本大震災の被災地だ。県、市町村にも要請しているが、零細業者の床上浸水に 15 万円の補助をだすが、国と

しても財政支援を求める」「岩泉町では 300 戸の応急仮設住宅を建設するが、きびしい冬を迎えようとしており配慮を」と要請しました。

福島共同センターの斎藤代表は「約 9 万人が避難生活しているが、4 万人は県内避難だ。来年 3 月までに帰還させるというが、損害賠償と支援の打ち切りは福島切り捨てだ。生活再建には住居が命綱であり、当事者も県民も心配している。自主避難者への住宅支援の継続を県に要請しているが、国としても指導してほしい」と発言。みやぎ県民センターの綱島代表は「グループ補助金で頑張っているが、水産加工業の復興が遅れている。二重ローンの解消や新たな補助金の創設などの対応を」と要請しました。

内閣府の被災者生活再建支援担当の湯澤参事官補佐は、これまでと同様の回答となると述べたうえで、「生活再建支援金は、生活基盤に著しい損害が生じた場合として、全壊、大規模半壊に限って支給するものであり、半壊などを対象にするかどうかは慎重な検討が必要。制度上、事業用資産や非住家対象外である。保険等で対応いただくこととなる」と回答。一方、各自治体独自の支援策については「積極的に補完をお願いしている」と述べました。

災害救助法担当の高相参事官補佐は、「救助法の実施主体は都道府県であり、自主避難者は被災県が

認定するものであり、指導という立場にはない。要望は県の担当者に伝える」と回答しました。また、台風10号被害については、翌日に5時間かけて宮古市に入り、市町村や県に対して説明を行ったと話しました。

### 【厚労省要請】

#### 一部負担金の減免措置の公平性確保を要請

厚生労働省には、一連の台風・豪雨災害や東日本大震災での医療・介護保険の一部負担金の減免措置の現状と今後の対応について説明を求め、国民健康保険課の福田氏と介護保険計画課の小林氏、高齢者医療課の古谷氏の3人が対応しました。

厚労省側は、台風10号被害についての医療・介護の一部負担金の減免は市町村の判断で行い、財政状況をふまえて減免に要した費用の8/10を国が補助するものであり、介護保険も同じ仕組みだと説明しました。その後以下のやりとりを行いました。(○は全国災対連、●は厚労省)

○ 岩泉町、久慈市、宮古市から支援要請があがっていると思う。毎年、市町村から交付メニューを示し、翌年2月にかかった費用を申請しているが、現時点ではいくらかかったからわからない。

● 一部負担金の減免の割合が一部負担金の3%を超えれば8割を補助している。財政力という視点では、それとは別に市町村の保険料収入に対して給付がどれだけ見込まれるかで調整交付金をだしている。

○ 調整交付金は、減免の金額に応じて国が出す確約がないからやらないと言っている。市町村独自でやっているところもあるが、県がやるとは言わない。国が態度をはっきりさせないから、やれないというのが現状だ。実施しないと実績は出ない。被災者は声を上げている。公営住宅の家賃が6,500円であり、医療費負担が大きく病院にかかれない。

● 3%超の8割負担は後にならないとわからないものではなく、省令上規定のある制度である。県が、国が示さないと言っているのは、一部負担金の減免に要した費用の補填ではなく、医療費が増えていることへの財政支援のことではないか。



○ 災害被災者に対する医療の確保が、命を守るために重要であることは同じ認識だと思う。市町村ごとで違ってはならない。国として、東北3県の市町村でどうなっているのか、把握する必要がある。担当者の誤解や悩みを含めて、国としての制度や対応方針をしっかりと伝えるよう求める。

○ 熊本地震では7月まで猶予されているが、台風被害ではどうか。

● 医療機関の窓口で被災を告げれば「猶予」として通知したのは東日本大震災と熊本地震に限ったもの。免除や猶予は保険者の判断であるが、証明書の発行と提示が前提。東日本大震災と熊本地震では被害規模が大きかったことと、市町村の役所機能が立ちゆかない状況をふまえて、現金持ち合わせないケースなどへの緊急対応が必要と判断した。台風10号被害については対応していない。

### 【復興庁要請】

#### 予算の概算要求の説明受け、支援の拡充を要請

復興庁からは2017年度予算の概算要求について、予算会計担当の鶴田晋也参事官補佐と一井里映補佐から説明を受けました。

復興庁からは、1兆9592億円+事項要求の内容について、被災者支援総合交付金220億円をはじめとする被災者支援、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力在外からの復興・再生の四つの項目に分けて説明がありました。その後以下のやりとりを行いました。(○は全国災対連、●は復興庁)

○ 被災者支援総合交付金は昨年の概算要求の説明の際にも市町村が活用しやすいものと力を入れていたが、具体的な効果を把握しているか。

● 事業の担当ではないが、来年度予算にむけて各市町村からの要望や事業内容を現在も聞き取りしている。

○ 水産加工業については、分業化することが縛りなのか。熟練労働力は浜のお母さんだが、高台に移転しており、交通の確保などがあれば就労できるのではないか。アニメ会社の緊急雇用対策があったが、地場企業には回っていない。公営住宅の集会所を市が管理しており日常的に使えないが、心のケアに矛盾している。生活手段が何もないなど公営住宅の設置場所によって、13回公募しても入らない所もある。

● 自治体を通じて意見反映をしていただきたいが、現地にいる復興庁の職員にも指摘していただきたい。被災者を軸にした施策が重要であり、実情を教えてほしい。公営住宅の設計は、好事例の横展開ができればいいと考える。

○ 人材の流出が大きく、卒業しても県外就職が多数ある。県も岩手で働こうキャンペーンを行っているが、最低賃金が716円と賃金格差が問題。健康保険の事業主負担の軽減など事業継続できる女性が必要だ。高台移転しても公共交通がなく、バス停まで何キロもある。コミュニティーバスもルートが限られる。震災前と同じようにスーパーなどに行けることが必要だ。

● 保険料の減免はオールジャパンの問題でありなかなか進まない。事業主を元気にするために、チーム化によって水産加工業の再生がはかれないかと考えている。公共交通については国交省で15億

円の予算がついて、地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例として仮設住宅経路を設けている。

○ 台風10号によってグループ補助事業が被災し、3重ローンとなっているが何か援助はないか。

● 激甚災害指定を受けており、特例措置で対応されていくと思う。

○ 地域医療再生支援には民間医療の支援も含まれるのか。

● 含まれていると思う。再生支援や人材確保支援。福島県からの要請で県の再生計画に支援することとしている。

○ 人材確保について、条件が合わない状況もあるが、水産加工事業所で託児所を設置したらお母さんたちが就労復帰した例がある。

● 託児所は厚労省の補助事業がある。

○ 農林水産物の風評被害対策には、農地の除染後の染料や収穫物の検査など、きめ細かな調査を行い、結果の公表が重要だ。

● 農産物等の全数検査の予算はなくなるが、支援については事項要求としている。山の除染はモデル事業となっている。

以上

